

特定保健指導

積極的支援対象者 様

特定保健指導について（ご案内）

日頃より当健康保険組合の運営にはご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、先般、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、「特定健康診査※」を受診していただいた結果、健康の保持・増進のための生活改善を必要とする同法第24条に基づく「特定保健指導」の対象となりました。

つきましては、下記要領にて、初回指導を行い、継続支援～4ヵ月後に評価（体重・血圧・腹囲測定）を実施する予定ですので、ご多忙中恐縮ですが、早期にご返信いただきますようお願いいたします。

※人間ドックを受診した方は、特定健康診査を受診したこととなります。

指 導 日 (場 所)	個別面談をしております。 ご都合を伺い日時決定を図りたいと思いますので、下記にご連絡お願い致します。 (本社ビル 1F 健康管理室) *2019年より健康管理室が移動(➡本社1F 元保安警備部分室)となりました。
時 間	約 30 分
指導内容 【積極的支援】	◆ 特定健診（人間ドック）結果について ◆ 生活習慣の振り返り ◆ 生活習慣改善～健診結果改善に向けて ◆ その他 ※現在、治療中の方は（対象外となる事もありますので）、その旨をお知らせください。

成田国際空港健康保険組合

連絡先（携帯電話）090-2653-5806

特定保健指導

動機付け支援対象者 様

成田国際空港健康保険組合

特定保健指導について（ご案内）

日頃より当健康保険組合の運営にはご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、先般、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、「特定健康診査※」を受診していただいた結果、健康の保持・増進のための生活改善を必要とする同法第24条に基づく「特定保健指導」の対象となりました。

委託先：(株) 保健支援センター より、ご連絡を差し上げますので、面談の日時及び場所について、ご調整ください。

なお、その際に必要となる電話番号（平日の日中および土・日に繋がる）を事業所担当者を通じて当健保組合に速やかにお知らせください。当組合より（株）保健支援センター に提供します。

面 談 日 時	後日、保健支援センターの相談員から、お電話いたしますので、希望日時をお伝えください。 ※面談時間は約30～40分程度です。 ※日程変更が必要となった場合は、必ず保健支援センターにお知らせください。
面 談 場 所	➤ 勤務先：会議室等の使用は、ご自身でご調整をお願いいたします。 ※NAAビル1階ロビーはご利用いただけません。 ➤ ご自宅：ご自宅へ相談員が伺います。 ➤ 喫茶店等：飲食代は、相談員分を含め1,000円までを当健保組合が負担します。（支払い は、相談員がします。）1,000円を超えた分はご本人負担となります。（領収書 （シート可）は相談員にお渡しください。） ➤ ICT面談：ご自身のパソコンやスマートフォン等を使用し、オンラインで面談をします。
費 用	無 料 ※当健保組合が負担いたします。
個人情報保護について	個人情報とは特定保健指導の関連以外には使用いたしません。 当健保組合（事業委託先及び専門の相談員を含む）には守秘義務があり、ご相談内容など一切の個人に関する情報は完全に守られ、また、本事業以外で使用することはありません。
お問い合わせ先	■ 成田国際空港健康保険組合 0476-34-5241（平日 9:00～17:40） ■ 株式会社保健支援センター 0120-62-3833（平日 9:00～17:30） ※お問い合わせの際は、成田国際空港健康保険組合の加入者であることをお伝えください。 ※面談日時等に関するお問い合わせは、保健支援センターへご連絡ください。

※人間ドックを受診した方は、特定健康診査を受診したこととなります。